

平成16年10月4日

川崎市議会議長
坂本 茂 様

市民委員長
菅原 進

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 97号 川崎市市民保養所条例を廃止する条例の制定について
(原案可決、附帯決議を付す)
* 附帯議案は別紙のとおり
- 議案第 98号 川崎市市民休暇村条例を廃止する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 99号 川崎市立労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第109号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第120号 浮島2期廃棄物埋立B護岸（地盤改良）その6工事請負契約の締結
について
(原案可決)
- 議案第122号 川崎市消費者保護委員会委員の選任について
(同 意)
- 議案第123号 トランスファークレーンの取得について
(原案可決)
- 議案第136号 平成16年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

「議案第 97 号 川崎市市民保養所条例を廃止する条例の
制定について」に対する附帯決議案

市民保養施設事業撤退に当たり、公正な市民サービスに配慮しながら、各施設ごとに十分な経営状況等を把握し、売却を含めた適切な対応を図ること。

とりわけ箱根市民保養所の廃止については、同保養所入口の用地問題等の課題解決を早急に図ること。